

湯沢市若者女性未来応援助成金（にぎわい創出・女性活躍推進）募集要領（2回目募集）

第1 事業の概要について

1 目的

若者や女性の活力を生かしたまちづくりの推進を目的に、民間団体又は事業所等が自ら企画し運営する事業を募集し、定められた範囲においてその開催にかかる経費を助成する。詳細は「湯沢市若者女性未来応援助成金交付要綱（以下「交付要綱」という）」を参照すること。

2 助成対象事業

- (1) 若者の交流又はにぎわいの創出を目的とする事業
- (2) 独身男女の出会い又は結婚支援を目的とする事業
- (3) 地域又は職場における女性の活躍の推進を目的とする事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の規定による目的の達成が期待できる事業

3 事業の実施場所

湯沢市内で開催すること

4 開催時期

助成金交付決定日から令和8年2月28日（土）まで

5 助成金の内容

助成期間は5年を限度とし、助成率及び助成限度額は次のとおりとする。なお、補助対象経費は、交付要綱別表（第5条関係）を確認すること。

- ・1年目 助成対象経費の10分の10以内、上限50万円（下限5万円）
- ・2年目 助成対象経費の10分の9以内、上限40万円（下限5万円）
- ・3年目 助成対象経費の10分の8以内、上限30万円（下限5万円）
- ・4年目及び5年目 助成対象経費の10分の5以内、上限20万円（下限5万円）

6 選定件数 1回目募集とあわせて5団体程度とする

7 対象外事業

- (1) 参加者が特定される場合
- (2) 営利を主たる目的としていると認められる場合
- (3) 政治的又は宗教的な宣伝を目的として行くと認められる場合
- (4) 湯沢市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員等これらと関係を有する者が実施する場合
- (5) 公の秩序又は善良の風俗に反する場合

(6) 実施年度の2月末日までに事業が完了しない場合

8 助成対象者

市内に主な活動の拠点がある民間団体又は事業所等であって、事業を確実に遂行できると認められる者(実施者側の年齢及び性別等は問わない)とする。

9 助成金の返還

助成金の交付を受けた交付決定者が、虚偽その他不正な手段で助成金の交付を受けたと認められる場合は、助成金の全部又は一部の返還を求める場合がある。

第2 募集及び審査に関する事項について

1 日程

(1) 公募開始	6月16日(月)
(2) 参加申込書提出期限	6月27日(金)
(3) 参加資格審査結果通知期限	6月30日(月)
(4) 質問提出期限	7月2日(水) 正午必着
(5) 質問回答期限	7月4日(金)
(6) 企画提案書提出期限	7月9日(水) 午後5時必着
(7) プレゼンテーション実施日	7月16日(水)
(8) 審査結果通知期限	7月18日(金)
(9) 採択後の手続き	交付要綱による

2 参加申込書の提出

(1) 提出書類

ア 湯沢市若者女性未来応援助成プレゼンテーション参加申込書

イ 暴力団排除に関する誓約書兼同意書及び役員等調書

ウ 団体代表者または事業所等の市税完納証明書(3ヶ月以内に発行のもの)

(2) 提出部数 1部

(3) 提出期限 6月27日(金)

(4) 提出方法 持参又は郵送によること。

(5) 提出先

〒012-8501 秋田県湯沢市佐竹町1番1号

湯沢市まちづくり協働課 交流・未来づくり推進班

(6) 参加資格審査結果

6月30日(月)までに電子メールで通知する。

3 質問の受付及び回答

(1) 提出期限 7月2日(水) 正午必着

(2) 質問書の提出方法

所定の様式で、FAX(73-2117)または電子メールで提出すること。電話等による質問の受付は行わない（メール送付先：mirai-gr@city.yuzawa.lg.jp）。

(3) 質問に対する回答

質問者には FAX または電子メールで回答するほか、市ホームページに順次、質問・回答内容を掲載する。

(4) 回答期限 7月4日（金）

4 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書

パワーポイント等で、10枚程度（表紙・目次は含まない）で作成すること。

イ 業務実施計画調書（参考様式）

ウ 事業予算書（別紙2）

(2) 提出部数 原本1部、写し6部

(3) 提出期限 7月9日（水）午後5時必着

(4) 提出方法 持参又は郵送によること

(5) 提出先

〒012-8501 秋田県湯沢市佐竹町1番1号

湯沢市まちづくり協働課 交流・未来づくり推進班

(6) その他

プレゼンテーション時の接続トラブル等に対応するため、企画提案書のデータを別途電子メールで送付すること（メール送付先：mirai-gr@city.yuzawa.lg.jp）。

5 審査に関する事項

(1) 審査基準

別紙「湯沢市若者女性未来応援助成プレゼンテーション審査要領」による。

(2) 審査結果

審査の結果は、全ての参加者に対して書面により通知する。

(3) 非選定理由の説明

選定されなかった者は、通知をした日から起算して5日（祝祭日を含む）以内に、非選定理由を書面（任意様式）で説明を求めることができる。回答は書面により行う。

6 プレゼンテーション審査会

審査は、当該助成に関係する各課の代表者等で構成する審査委員会において実施する。
なお、応募者が1者の場合もプレゼンテーションを実施する。

(1) 開催日 7月16日（水） ※時間詳細は参加資格審査結果通知の際に通知する

(2) 開催場所 湯沢市役所本庁舎内会議室

- (3) 参加者数 1 団体あたり 3 名以内とする。
- (4) 時間 1 団体あたり 20 分（プレゼンテーション、質疑応答各 10 分）とする。
- (5) 資料について

提出された企画提案書（本要領第 2－4－（1）参照）に基づいて行い、企画提案書に記載のない提案を新たに盛り込んで説明することは認めない。説明を補足する動画等を流すことは可能である。

- (6) 機器について

【市側で用意するもの】

- ・スクリーン、プロジェクター
- ・接続ケーブル（HDMI 接続）

【参加者が用意するもの】

- ・パソコン

※接続の不具合に備え、事前に送付されたデータを入れたパソコンを市側で準備する

7 失格要件

- (1) 応募資格を満たさない者又は選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者による提案
- (2) 応募書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 本実施要領等における諸条件に違反した場合

8 その他

- (1) 参加者は、複数の企画提案をすることはできない。
- (2) 企画提案書等の作成及びプレゼンテーション等の参加に要した費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しないものとする。
- (4) 本企画提案に対する個別のヒアリング及び説明対応は受け付けないものとする。
- (5) 提出期限以降の書類の差替え及び再提出は、認めないものとする。
- (6) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、本市が本プレゼンテーションに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

9 問い合わせ先

〒012-8501 湯沢市佐竹町 1 番 1 号

湯沢市まちづくり協働課 交流・未来づくり推進班

TEL：0183-56-8386 fax：0183-73-2117

E-mail：mirai-gr@city.yuzawa.lg.jp